

社会福祉法人早川福祉会

特別養護老人ホームのむら藤園苑

指定認知症対応型通所介護(デイサービス)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(1690200033)

当施設は、ご利用者に対して指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護サービス(以下「デイサービス」という。)を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ デイサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援 1・2 または要介護」と認定された高岡市在住の方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 職員の配置状況
4. 提供するサービスと利用料金
5. 苦情等の受付

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 早川福祉会
(2) 法人所在地 富山県高岡市早川390番1
(3) 電話番号 (0766) 27－8288
(4) 代表者氏名 理事長 岡本清右衛門
(5) 設立年月日 平成12年6月27日

2. ご利用施設

- (1) 事業の種類 指定認知症対応型通所介護事業(デイサービス)
指定介護予防認知症対応型通所介護事業(デイサービス)
※当施設は特別養護老人ホームのむら藤園苑に併設されています。
- (2) 事業の目的 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護事業は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としています。
- (3) 事業所の名称 認知症対応型デイサービスセンターのむら藤園苑
- (4) 事業所の所在地 富山県高岡市野村921番地1
- (5) 電話番号 (0766) 20－8950
- (6) 事業管理者氏名 室生 あけみ
- (7) 当施設の運営方針
一、利用者の人格と自主性を尊重します。
二、行き届いた環境の下で、質の高い介護を提供します。
三、常に内容の充実及び向上を図るよう努力します。
四、地域・家庭などとの結びつきを大切にした運営を行います。
- (8) 開設年月日 平成19 年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間 年中無休 8 時 30 から 17時まで
- (10) 利用定員 1日 12 名

3. 職員の配置状況

当事業所は、ご利用者に対して指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)※職員の配置については、厚生労働省指定基準を遵守しています。

[参考]

職種	常勤換算	厚生労働省指定基準
事業所長(管理者)	1名以上	1名(兼務可)
生活相談員	1名以上	1名
看護職員又は介護職員	2名以上	2名以上
機能訓練指導員	2時間以上の配置	1名以上(兼務可)

※ 管理者と機能訓練指導員は本事業所の職務を、兼務する場合がございます。

併設事業所のため、看護職員は敷地内にある事業所と兼務する場合がございます。

4. 提供するサービスと利用料金

<サービスの概要>

① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の心身等の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

《食事時間》 昼食:12:00 ～ 13:00

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 寝たきりでも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

⑤ 送迎

- ・ 高岡市内のみとなります。

<料金表>

所要時間 区分	3 時間以上 4 時間未満		4 時間以上 5 時間未満		5 時間以上 6 時間未満	
	基準額	負担額	基準額	負担額	基準額	負担額
要支援 1	4290 円	429 円	4490 円	449 円	6670 円	667 円
要支援 2	4760 円	476 円	4980 円	498 円	7430 円	743 円
要介護 1	4910 円	491 円	5150 円	515 円	7710 円	771 円
要介護 2	5410 円	541 円	5660 円	566 円	8540 円	854 円
要介護 3	5890 円	589 円	6180 円	618 円	9360 円	936 円
要介護 4	6390 円	639 円	6690 円	669 円	10160 円	1016 円
要介護 5	6880 円	688 円	7200 円	720 円	10990 円	1099 円
所要時間 区分	6 時間以上 7 時間未満		7 時間以上 8 時間未満		8 時間以上 9 時間未満	
	基準額	負担額	基準額	負担額	基準額	負担額
要支援 1	6840 円	684 円	7730 円	773 円	7980 円	798 円
要支援 2	7620 円	762 円	8640 円	864 円	8910 円	891 円
要介護 1	7900 円	790 円	8940 円	894 円	9220 円	922 円
要介護 2	8760 円	876 円	9890 円	989 円	10200 円	1020 円
要介護 3	9600 円	960 円	10860 円	1086 円	11200 円	1120 円
要介護 4	10420 円	1042 円	11830 円	1183 円	12210 円	1221 円
要介護 5	11270 円	1127 円	12780 円	1278 円	13210 円	1321 円

*2時間以上3時間未満ご利用の場合・・・上記の 4 時間以上 5 時間未満の 63%になります

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

① 基本料

上記の料金表によって、ご契約の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)の合計金額を、お支払いください。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護状態区分に応じて異なります。)

負担額は介護保険負担割合証(1 割、2 割、3 割)に基づきます。(表記は1割負担額です)

② 入浴介助加算(Ⅰ) 400円 (負担額 40円)

③ 個別機能訓練加算(Ⅰ) 270円 (負担額 27円)

④ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 200円/月 (負担額 20円)

- ⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 220円(負担額 22円)
(介護福祉士 70%以上又は勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上)
- ⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 180円(負担額 18円)
(介護福祉士 50%以上)
- ⑦ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 60円(負担額 6円)
(介護福祉士 40%以上又は勤続 7 年以上 30%以上)

* ⑤⑥⑦のサービス提供体制強化加算に関しては職員の体制により変わります。また⑤⑥⑦のうち一つの提供となります。

- ⑧ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 基本料に加算を加えた総数の 18.1%
- ⑨ 送迎を行わない場合 -470 円／片道(負担額-47 円／片道)
- ⑩ 延長サービス(対応時間：7時～19時)
ご希望により、延長サービスが受けられます。(算定対象時間 9 時間以上の場合)
- ・9時間以上10時間未満の場合 500円(負担額 50円)
 - ・10時間以上11時間未満の場合 1000円(負担額 100円)
 - ・11時間以上12時間未満の場合 1500円(負担額 150円)

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供

ご利用者様に提供する食事にかかる費用は、下記のとおりです。

・朝食 500 円 ・昼食 700 円 ・夕食 650 円

② 日常生活上必要となる諸費用

ご利用者の日常生活に要する費用(おむつ等)については、実費をご負担していただきます。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用中はご利用者の希望により参加していただくことができます。但し、利用者の希望によるレクリエーション・クラブ活動において材料代等が発生する場合には実費をいただくことがあります。

- [例] 1. 主なレクリエーション行事予定 新年会、節分、おひな祭り等
2. クラブ活動 書道、茶道、華道等

(3) 利用料金のお支払方法

ア、下記指定口座への振込み

・高岡信用金庫

(振込先は請求書に記載してあります)

イ、金融機関口座からの自動引き落とし

高岡信用金庫、北陸銀行、ゆうちょ銀行をご利用いただけます。

※但し、引き落とし手数料は利用者負担とさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期日の前に、ご利用者の都合により各サービスの利用を中止または変更、追加することができます。この場合には、利用予定期日の前日までに、当施設に申し出てください。
- ② 利用予定期日の当日に中止の申し出をされた場合は、取消し料として利用料金の一部を負担していただくことがあります。ただし、ご利用者の体調不良等による場合は、この限りではありません。

5. 苦情等の受付

(1) 当事業所に対するご要望や苦情等についてのご相談は常時承ります。

相談窓口：[職名] 統括管理者 [氏名] 越生 宗義

受付時間： 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

電話 : (0766)20-8950 FAX : (0766)20-8911

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高岡市 長寿福祉課

所在地：高岡市広小路7番50号

電話 : (0766)20-1365

FAX : (0766)20-1364

国民健康保険団体連合会 所在地：富山市下野字豆田995番地の3

電話 : (076)431-9833

FAX : (076)431-9834

富山県福祉サービス運営適正化委員会 所在地：富山市安住町5番21号

電話 : (076)432-3280

FAX : (076)432-6124

令和 年 月 日

指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に
際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行ないました。

指定認知症対応型通所介護事業所・指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
認知症対応型デイサービスセンターのむら藤園苑

説明者職名：生活相談員又は管理者 氏 名：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型通所介護事
業・指定介護予防認知症対応型通所介護事業の提供開始に同意しました。

利用者 住 所：

氏 名：

利用者代理人 住 所：

(代理人続柄) 氏 名：

利用者代理人 住 所：

(代理人続柄) 氏 名：